

○毎年 12 月 3 日～12 月 9 日は障害者週間です。

障害者週間は国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が様々な分野の活動において積極的に参加することを促進するために障害者基本法により定められています。

街で見かけるマークには障害者が暮らしやすいよう配慮されたことを表すマークや支援が必要なことを表すマークがあります。その一部を紹介します。

マーク	マークの名称及び内容
	<p>「障害者のための国際シンボルマーク」</p> <p>障害者が利用できる建物、施設であることを表すための世界共通のシンボルマークです。</p> <p>このマークは特に車椅子を利用する障害者に限定し使用されるものではなく「すべての障害者を対象」としています。</p>
	<p>「ほじょ犬」</p> <p>身体障害者補助犬法をわかりやすく理解してもらうために作られたマークです。法律では公共の施設や交通機関、不特定多数の方が利用する施設（スーパーやレストラン、ホテル、病院等）において身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）の同伴を受け入れる義務があるとしています。</p>
	<p>「オストメイトマーク」</p> <p>人口肛門・人口膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入り口・案内誘導プレートに表示されています。</p>



「ヘルプマーク」

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。マークをつけている方をみかけたら、席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、ご協力をお願いします。

※役場福祉課にて申請者に 1 人 1 個まで配布しています。



「わけがりますく」

発達障害のある方や感覚過敏がある方等で、マスク等の着用ができない方がいることを多くの人に知ってもらうために作られたマークです。